

ることがあるんです。

そこまで厳しくないですね。

○最高裁判所長官代理者(中村慎吾) 司法試験に合格して修習生になることについては、一定の欠格事由がなければ修習生にはなれるということになります。修習の中で、やはり最後の試験を受けてそれに合格できずに法曹資格を取得しないという例は、多くはありませんが、現にあるところでございます。

○石井苗子君 もうちょっと人数を増やさないといけないというのであれば、教育の現場の在り方も変えていかなければいけないと私は思っています。

ちよつと時間がありますので、次の質問で終わらせていただきますが、先ほどのワーク・ライフ・バランスのところでございます。

女性判事のクォータ制導入というのは先ほどお聞きしました。判事だけじゃない、裁判官以外の女性職員の採用及び登用の拡大への取組と、男女を問わず優秀な人材の確保に積極的に取り組んでおります。女性については仕事と家庭の両立ということ、ここでこつちやになつてきちゃうんですけれども、女性だけじゃないんですね、家庭と仕事の両立をしているのは、男性もそうなんです。育児休暇を男性が取るのは一・六％で、女性の裁判官の場合は九八％だということでございます。

女性登用の拡大に関してとおっしゃっていますけれども、今、裁判官以外の裁判所の職員は三十五人減らしていますよね。確認なんです、事務を合理化、効率化するために技能事務職員は七十二人減らしている。しかし、裁判所の書記官は十九人増やし、事務官は十八人増やしているから、これが女性の活躍につながっているかどうか。

私は、七十二人も技能事務職員を減らして、裁判官以外の裁判所の職員を三十五人も減らしたら、当然クォータ制度があんなにパーセンテージが低ければ女性活躍できないと思うんですが、この算数といいますが、教えていただきたいんです。

ですが、これで本当に女性が活躍する場を広げていると言えるでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(中村慎吾) お答えいたします。

裁判官を除く裁判所職員も約四〇％が女性職員ということで、裁判所は女性の職員の割合が多い職場でございます。そういうことを踏まえまして、今回、書記官、事務官の増員の関係につきましては、女性活躍とワーク・ライフ・バランスの推進を増員の理由の一つとして挙げさせていただきまして、仕事と育児の両立支援の制度の利用促進や育児休業からの復帰等の支援の観点から、これらの定員を活用させていただきたいというふうな考えをしております。

一方、技能事務職員を減らすということで、女性活躍の場がむしろ失われるのではないかと、このことを御指摘ありました。この技能事務職員の減員につきましては、片務員等の職員の退職後の空き定員を用いて、その事務の合理化により減員をしているものでございますので、先ほど申し上げました女性活躍とワーク・ライフ・バランス推進のための増員をお願いしているところで、これが活用できれば女性活躍推進に資するものというふうな考えをしております。

○石井苗子君 時間がなくなりましたのでやめますけど、今のような説明がなかなか腑に落ちない説明だということなんだと思います。

定員数というのが増えたり減ったりするのはいいんです。その人数の中の半分ぐらいは女性だというふうなやつていかないと、これは女性の活躍とは言いません。その職場において、ワーク・ライフ・バランスだつたらどういう環境でどういう生活をしていらつしやる人にとのようにならざるを得ないというふうな状況というふうなものがワーク・ライフ・バランスの考え方なんだということをお申し上げて、時間になりましたので終わらせていただきます。

○有田芳生君 立憲民主党の有田芳生です。

平成二十七年年度のこの改正のときにもやはり上川大臣だつたんですが、当時の民主党は反対をしたことがあるんですが、そのときの御説明から、最高裁、どれだけ大きく変化、進歩があったのかというふうな観点から伺いたいというふうな思いです。

抜本的には、今日ツイッターの話が出ましたけれども、裁判官がツイッターで問題発言という問題の書き込みを行うことが大きく報じられる現状があるということから見ると、裁判官にふさわしい人材というものは増えていっているんだろ、今後問題が出てくるんじゃないかというふうな危惧もあります。そう考えたときに、やはり抜本的には、高い授業料と時間を掛けて教育効果がどれだけのものかという法科大学院の修了を司法試験の受験資格とすることが正しいのか、あるいは予備試験を廃止してもっとも司法試験を自由に受けられる、そういうことをやっていかないと裁判官にふさわしい人材は増えないんじゃないかというふうな指摘もあります。

その上で、まず伺いたいんですが、数の問題と同時に、やはり質が問われている時代だというふうなふうに思っています。司法の専門家によりまして、檢察をチェックした裁判官を人事や昇給で不利に扱っているんじゃないか、つまり、一言で言えば、最高裁判所が何か思想調査みたいなものをしていないのかということ、まず最初にお聞きしたいのは、檢察官が勾留申請をした場合に、一九七五年には一・六％だつたんだけれども、それから十年ほどたつた一九八六年には何と〇・二九％と減つております。現在はそのような数字が確認されているんでしょうか、まずお聞きします。

○最高裁判所長官代理者(安東章吾) 勾留請求却下の割合につきまして、最新の数値をお答えいたします。

地方裁判所及び簡易裁判所において檢察官の勾留請求が却下された割合、すなわち勾留却下率に

つきましては、平成二十九年速報値は四・九一％となっております。

○有田芳生君 一九八六年段階よりも増えているという現実ですけど、同時に、籠池夫妻の問題がこの委員会でも何度か質問になりましたけれども、起訴から判決までに被告が保釈された割合についてお聞きします。

これまた、一九七二年には五八・四％、起訴から判決までに被告が保釈されているんですが、二〇〇三年には何と一二・六％にまで落ちておりますが、現在はそのような現状なんですか、最高裁、お願いします。

○最高裁判所長官代理者(安東章吾) お答え申し上げます。

委員御指摘の数値に合わせまして、こちらは地方裁判所の数値ということになります。地方裁判所におきまして起訴から判決までに被告人が保釈された割合、すなわち保釈率につきましては、平成二十九年の速報値は三二・五％となっております。

○有田芳生君 これも約三分の一。いわゆる人質司法という言葉が方々聞かれますけれども、その傾向はまだ続いているということが言えるというふうなふうに思っています。

最高裁に伺いたいんですが、ツイッターの話、フェイスブックの話、私が知っている外務省の幹部などもフェイスブックをやっているというのは知っております。ですから、思想、信条の自由、表現の自由あるわけですから、裁判官が様々な自分の思いを表明することは間違っていることではないと思うんですが、そういうツイッターであるとかフェイスブックでの発言について、人事考課などではやはりチェック項目になっているんでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(堀田真哉君) お答え申し上げます。

裁判所におきましては、裁判官の人事評価制度を実施しているところでございますが、人事評価の実施に当たりましては、裁判官の職務行使の独

立への配慮が極めて重要であると考えておりまして、そういった点について細心の注意を払っているところでございます。

具体的には、人事評価は、事件処理能力、組織運営能力及び一般的資質・能力の三つの評価項目について行っているところでございますけれども、個々の裁判官の考え方が異なりますかと思っておりますか、そういったことを評価の対象とすることは当然ございません。

○有田芳生君 当然、人事考課に当たっては、面接なども行っているわけですが、

○最高裁判所長官代理者(堀田眞哉君) お答え申し上げます。

裁判官の人事評価制度につきましては、評価権者である地家裁所長等が各裁判官と面談をいたしました上で、それも踏まえて評価を行っているところでございます。

○有田芳生君 その面接の場において、例えば今報道されたような問題ある書き込みをした裁判官などは、やはり面接の場で何らかの注意とかという、あるいはSNSの扱い方とか、そういうものも述べられるということは一般論としてあるんじゃないか。

○最高裁判所長官代理者(堀田眞哉君) 一般論で申し上げるのもなかなか難しいところはございますが、個々のそういったSNSの利用について不適切であるということで個別に指導が必要な場合には、人事評価のための面談とは別に個別に面談をして指導を行うということも多いのではないかなと思われまして、そういった問題が人事評価に影響を与えるという極めて重大な問題であるという場合には、人事評価の面談で話題になる可能性もあろうかと存じます。

○有田芳生君 先ほどの答弁の中で、ツイッターあるいはフェイスブック、SNS上の書き込みについて問題があった場合には適切に対応していくという御答弁なされておりましたけれども、裁判官がツイッターとかフェイスブックをやっている現状というのは把握されているんでしょうか。

うか、何人ぐらいがやっているかとか。

○最高裁判所長官代理者(堀田眞哉君) お答え申し上げます。

個々の裁判官がどのような形でそういうSNSを利用していかっているのかということについて、全体として、一般的な形で把握しているということにはございません。

○有田芳生君 問題が起きたら適切に対応するという現状だということですね、分かりました。それで、次に最高裁にお聞きをしたいんですが、技能労働職員等を七十二人減員とありまして、具体的な職種、どういう仕事をされている方が減員の対象になっているのでしょうか。具体的に示していただけませんか。

○最高裁判所長官代理者(中村慎君) お答えいたします。

技能労働職員等七十二人の減員のうち七十人につきましては、政府の定員合理化に協力する形で技能労働職員六十四人及び裁判所事務官六人を減員するものです。

この技能労働職員六十四人の内容でございますが、庁舎の清掃や警備、電話交換といった庁舎管理等の業務や各種自動車の運転等を行っている者の定員を減らすということでございまして、職員の退職後、外注化による合理化等が可能なものについて減員を行っているというところでございます。事務官六人につきましては、裁判所職員総合研修所における資料事務等について機器の更新等による効率化が可能ということで減員させていただいているところでございます。

残りの二名というのは、これは定員合理化の協力とは別に、逐語録作成事務について録音反訳方式を導入することにより、裁判所書記官の養成を停止したなどによりまして、裁判所書記官二人を減員するものでございますが、これらは裁判部門の充実強化のために裁判所書記官に振り替えるという形を行っているところでございます。

○有田芳生君 清掃の仕事、警備の仕事をやっている方が減員の対象になっているんですけれども

も、掃除とか警備というのはこれからも必要ですよ。なぜ減員するんですか。

○最高裁判所長官代理者(中村慎君) お答えいたします。

清掃や警備につきましては、先ほど若干申し上げましたけれども、外注化による合理化ということで、そういう形でできるものというところでその事務を処理しているということでございます。

○有田芳生君 先ほど仁比議員の質問でもありましたが、何故でも政府の定員合理化計画に従う必要はないわけで、やはり必要な清掃、警備の仕事なんというのは続けた方がいいわけですよね。だから、そういう問題点があるということをご指摘をしておきたいと思えます。

次に、最高裁にお聞きをしますけれども、家裁調査員、これはどういう仕事なんですか。

○最高裁判所長官代理者(中村慎君) お答えいたします。

家裁調査官のことだろうと思いますが、家裁調査官というのは家裁の事件の調査を行うということで、これらの者は行動科学の専門的知見を有する者でございまして、家庭事件あるいは少年事件につきまして、裁判官の命に従いましてその調査事務を行うと、このような職種でございます。

○有田芳生君 要するに、夫婦の間、親族の間の争い、あるいは少年事件、非行の問題などに携わる方で、試験は相当難しいというふうに聞いているんですけれども、たしか定員は千五百九十六人、欠員二十九人と理解しておりますけれども、十年近くこの家裁調査官の増員がないというのはなぜなんですか。

○最高裁判所長官代理者(中村慎君) 家裁調査官につきましては、その特色である科学性、後見性を十分に発揮して的確な事件処理が図れるよう、これまでも事件の複雑困難化といった事件動向、事件処理状況を踏まえて必要な体制整備に努めてきたところでございます。

ございますが、事件数を見ますと、家庭事件の事件数は増加傾向にございますが、これは主として成年後見関係事件が累積的に増加していることによりまして、成年後見関係事件では家裁調査官の関与は限定的なものでございます。少年事件、先ほど非行というところで関与するというところでございまして、この少年事件の事件数については、ここ十年だけでも約三分の一程度までに減少しているところでございます。

委員御指摘のとおり、家庭事件、その中でも子をめぐる紛争では、非常に感情的、価値観の対立が激しく、解決が困難な事件も増加しているところでございます。そのような事件の対応の中で、行動科学の専門的知見を有する家裁裁判所調査官が繁忙がゆえにその関与が不十分になって適切な解決に至らないという事態が生じさせてはならないという観点、すなわち、複雑困難化への対応という観点も含めまして、さきに述べました事件動向等を総合的に考慮いたしました結果、平成三十年度については、現有人員の有効活用によって家庭事件の適正迅速な解決が図れるものと判断したところでございます。

○有田芳生君 子供の心の専門医が、少年事件が減っているとはいえず、非常に複雑困難化している状況の下でいまだかつて少ないままというふうな問題に合致するような、人間の心を扱うことですから、やはりここは手厚くやっていかなければいけないというふうな思っております。

それで、今、お話の中で複雑化、困難化というお話がありましたけれども、判事の員数を五十人増加するわけですが、増員に見合った成果というのはあるんでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(中村慎君) お答えいたします。

増員の理由につきましては、この目標というところで、地裁の民事第一審訴訟事件について合議率一〇％に達する、あるいは人証調べのある対席判決事件の平均審理期間を一年以内にすることという目標に向けて努力してきたところでございまして